

## 児童手当現況届 ・子育て世帯臨時特例給付金申請書の提出はお済みですか？

児童手当現況届は、児童手当を受給されている方の所得状況と、6月1日現在の児童養育状況などを把握し、今年度も受給要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届出を忘れると、受給資格があつても6月期以降の手当が受けられなくなります。

また、同封の子育て世帯臨時特例給付金申請書につきましても、提出されていない方は、記載事項、添付書類などをご確認のうえ、早急にご提出下さい。

※現況届・子育て世帯特例給付金申請書の提出が必要な方には、5月下旬頃に郵送で通知しています。

※公務員の皆さまへ

勤務先から「申請書」が配布されます。「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁で証明を受けたうえで、基準日（平成27年5月31日）時点の住民票のある市町村に申請してください。

### 問い合わせ

金屋庁舎やすらぎ福祉課

## 支給

### 重度心身障害児(者)医療費支給制度

有田川町に住所を有する身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方、または特別児童扶養手当受給者の方で次の要件に該当する方に対し、医療費を支給する制度があります。ただし、65歳以上で新たに手帳の交付要件に該当した方（平成18年7月31日以前に当該医療費の支給対象となっていた方を除く）や健康保険に加入されていない方は対象になりません。

### ●支給対象となる要件

- ・身体障害者手帳1級、または2級の交付を受けている方
- ・療育手帳A1、またはA2の交付を受けている方
- ・特別児童扶養手当受給者の方で障害の程度が1級に該当される方
- ・身体障害者手帳3級の交付を受けている方で所得条件（※）を満たす方

※前年の所得（1月から7月までは前々年の所得）にかかる町民税（所得割）が非課税世帯の方が対象となります。単に住民票の同一世帯だけでなく、医療保険など各法による被扶養者に該当している場合や、税の被扶養者として控除対象

になっている場合など、その扶養義務者なども同一世帯とみなされます。

### ●支給内容

医療機関で受診された場合などに支払う自己負担分を支給します（ただし、医療保険適用外の費用や食事代、部屋代は除く）。この8月から訪問看護療養費、家族訪問看護療養費（医療保険適用分）も支給対象となりました。

ただし、身体障害者手帳3級の交付を受けている方は入院にかかる医療費の自己負担分のみ支給対象となります。

### ●受給資格認定および受給者証の交付

この制度を利用するには各庁舎担当課で受給資格認定および受給者証交付の申請を行ってください。

### ○申請に必要な物

- ・身体障害者手帳・療育手帳または特別児童扶養手当受給者証など
- ・加入されている健康保険証
- ・申請者の認印

※右記以外にも転入された方など、本人および扶養義務者の所得・課税証明書が必要な場合があります。

昨年度受給者証をお持ちの方などには、7月中旬に申請案内の通知を送付していますが、手続きがまだお済みでない方は各庁舎担当課で速やかに申請を行ってください。また、新規に申請を行われる方は上記受給資格認定および受給者証の交付申請に必要な物をご持参のうえ、手続きを行ってください。詳しくは、担当課までお問い合わせ下さい。

### 問い合わせ／吉備庁舎住民課

